

監査時に指摘が多い項目（法人運営）

①	内容
指摘項目	理事会の招集通知について
指摘内容	<p>1 理事長選定の理事会の招集通知は、評議員会において新たに選任された役員全員に対して行うこと。なお、新役員選任後1週間以内に理事長選定の理事会を開催する場合には、招集通知の省略が必要なため、事前に新役員全員の同意を得ること。</p> <p>2 理事会招集通知は理事会開催日の1週間前に行うこと。また、理事会の招集通知を省略する場合は、理事及び監事の全員の同意を得ること。</p>
根拠法令	<p>[社会福祉法第45条の14第9項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン1-6-(1)-1]</p>

②	内容
指摘項目	役員報酬規程について
指摘内容	<p>役員等の報酬等の支給基準に関する規程について、次の内容を規定し、評議員会で決議すること。</p> <p>1 勤務形態に応じた報酬等の区分（常勤、非常勤別に定めること）</p> <p>2 支給の方法（支給の時期や支給の手段）</p> <p>※金額の算定方法を法人として説明できるようにしておくこと。</p>
根拠法令	<p>[社会福祉法第45条の35第1項、第2項] [社会福祉法施行規則第2条の42] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン1-8-(2)-1]</p>

③	内容
指摘項目	監事の選任に関する議案について
指摘内容	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得ること。</p> <p>※監事が2名の場合、2名からの同意が必要。</p>
根拠法令	<p>[社会福祉法第43条第3項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン1-5-(2)-1]</p>

監査時に指摘が多い項目（法人運営）

④	内容
指摘項目	評議員会の招集について
指摘内容	評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時・場所・議題・議案を定めること。
根拠法令	[社会福祉法第45条の9第10項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項] [社会福祉法施行規則第2条の12] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-3-（2）-1]

⑤	内容
指摘項目	理事会決議事項について
指摘内容	理事会において決議を要する事項については、決議事項として審議すること。内容は次のとおり。 1 理事・監事候補者案 2 評議員選任・解任委員の選任 3 評議員選任・解任委員会の開催
根拠法令	[社会福祉法第45条の14第4項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-6-（1）-2]

⑥	内容
指摘項目	登記について
指摘内容	理事長選任後、就任の日から2週間以内に就任の登記を行うこと。 資産総額の変更登記は、毎会計年度終了後3か月以内に行うこと。
根拠法令	[社会福祉法第29条] [組合等登記令第3条第1項] [組合等登記令第3条第3項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ-4-（4）-3]

⑦	内容
指摘項目	評議員会の招集通知について
指摘内容	評議員会の招集通知は、理事会決議をもって行うこと。なお、理事会決議日から1週間以内に評議員会を開催する場合には、招集通知の省略が必要なため、事前に評議員全員の同意を得ること。
根拠法令	[社会福祉法第45条の9第10項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条、第183条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-3-（2）-1]